

○伊賀市福祉医療費の助成に関する条例

平成16年11月1日条例第128号

改正

平成17年3月14日条例第18号

平成18年6月28日条例第39号

平成18年9月27日条例第47号

平成20年3月26日条例第14号

平成20年3月26日条例第22号

平成20年6月26日条例第37号

平成22年3月30日条例第17号

平成24年3月29日条例第16号

平成25年3月14日条例第18号

平成26年3月28日条例第10号

平成26年9月30日条例第36号

平成27年7月8日条例第27号

伊賀市福祉医療費の助成に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、障がい者、一人親家庭等の母又は父及び児童並びに子どもの医療費の一部を助成することにより、これらの者の保健の向上に寄与し、もって福祉の増進を図ることを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この条例において「障がい者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による身体障害者手帳の交付を受けた身体に障がいのある者（児を含む。）でその等級が1級、2級及び3級の者
- (2) 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条に規定する知的障害者更生相談所又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条第1項に規定する児童相談所において判定された知的に障がいのある者（児を含む。）で、療育手帳の程度がA1（最重度）、A2（重度）、B1（中度）及びB2（軽度）の者
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた精神に障がいのある者（児を含む。）でその等級が1級

及び2級の者

- 2 この条例において「一人親家庭等の母」とは、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号。以下この条において「法」という。）第6条第1項に規定する配偶者のない女子（以下この項において「母」という。）が18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者（以下「18歳未満児」という。）を養育している家庭の母をいう。
- 3 この条例において「一人親家庭等の父」とは、法第6条第2項に規定する配偶者のない男子（以下この項において「父」という。）が18歳未満児を養育している家庭の父をいう。
- 4 この条例において「一人親家庭等の児童」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。
 - (1) 法附則第3条第1項に規定する父母のない児童（18歳未満児に限る。）
 - (2) 一人親家庭等の母又は父に養育されている18歳未満児
- 5 この条例において「子ども」とは、15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者をいう。
- 6 この条例において「医療保険各法」とは、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）及び規則で定める社会保険各法をいう。
- 7 この条例において「医療に関する給付」とは、次の各号のいずれかに該当する給付をいう。
 - (1) 対象者の負傷又は疾病につき医療保険各法による療養及び医療の給付、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費及び高額療養費の支給
 - (2) 前号に掲げるもののほか、対象者の負傷又は疾病につき他の法令の規定による国又は地方公共団体の負担における医療の給付又は支給
- 8 この条例において「保険医療機関」とは、病院、診療所、薬局等医療保険各法の規定により医療に関する給付を取り扱うものをいう。
- 9 この条例において「対象者」とは、次の各号のいずれにも該当する者とする。ただし、生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者を除く。
 - (1) 伊賀市の区域内に住所を有する者
 - (2) 医療保険各法の規定により医療に関する給付を受けることができる者
 - (3) 第1項から第5項までのいずれかに該当する者
 - (4) 規則で定める所得の制限を超えない者
- 10 この条例において「保護者」とは、親権を行う者、未成年後見人その他の者であって、子どもを現に監護している者をいう。
- 11 この条例において「養育者」とは、児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第4条に規定する

者であつて、18歳未満児を現に監護し、かつ、その生計を維持している者で一人親家庭等の母又は父でない者をいう。

(受給資格の認定及び更新)

第3条 対象者がこの条例に定める福祉医療費及び証明書料の助成を受けようとするときは、規則で定めるところにより、受給資格の認定の申請を行い、市長の認定を受け、規則で定める受給資格を証する証明書の交付を受けなければならない。

2 前項の受給資格の認定を受けた者（以下「受給資格者」という。）は、規則で定めるところにより、1年ごとに受給資格の更新の申請を行い、市長の認定を受けなければならない。

3 前2項の場合において、市長が必要と認めた場合は、保護者が対象者に代わり当該申請を行うことができるものとする。

(対象医療費)

第4条 市長は、対象者の疾病又は負傷について医療に関する給付が行われた場合において、当該医療に関する給付の額（一部負担金の納付が定められている場合は、当該一部負担金に相当する額を控除した額）が当該医療に要する費用の額に満たないときは、規則で定める手続に従い、その者に対しその満たない額（以下「対象医療費」という。）に相当する額を福祉医療費として助成する。ただし、次に掲げるものは、助成の対象としない。

(1) 当該疾病又は負傷について、他の法令の規定により国又は地方公共団体の負担による医療に関する給付が行われたときの当該医療に関する給付の額

(2) 医療保険各法の規定に基づき保険者又は共済組合の規約、定款、運営規則等で保険給付にあわせてこれに準ずる給付制度がある場合は、当該給付を受けることができる額（現に給付がなされるか否かにかかわらず、当該制度により給付を受けたものとみなしてこの条例の適用をしないものとした額を含む。）

2 前項に規定する医療に要する費用の額は、健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額とする。ただし、現に要した費用の額を超えることができない。

3 第1項の規定にかかわらず、精神に障がいのある者にあつては、入院以外の医療費を福祉医療費として助成する。

(証明書料の助成)

第5条 市長は、受給資格者又は保護者が福祉医療費の助成を申請するため、福祉医療費証明書料を支払ったときは、当該福祉医療費証明書の交付を受けるために要する費用について、その者に対し規則で定める額を証明書料として助成する。ただし、助成の対象とならない福祉医療費に係

る証明書料を除く。

(受給資格証の提示)

第6条 受給資格者又は保護者が福祉医療費及び証明書料の助成を受けようとする場合は、保険医療機関において、医療に関する給付を受ける際に当該保険医療機関に対し受給資格証を提示しなければならない。

(助成の申請)

第7条 受給資格者又は保護者が福祉医療費及び証明書料の助成を受けようとする場合は、規則で定めるところにより市長に福祉医療費及び証明書料の助成を申請しなければならない。

2 前項による申請は、助成の申請をすることができるときから2年を経過したときは、することができない。

(助成の決定)

第8条 市長は、前条の規定による助成の申請があったときは、その内容を審査し、当該申請に係る福祉医療費及び証明書料の助成額を決定し、規則で定めるところにより決定した内容を通知するものとする。

(受給資格に係る変更等の届出)

第9条 受給資格者又は保護者は、氏名、住所その他規則で定める事項について変更があったとき、又は受給資格を失ったときは14日以内に、助成事由が第三者の行為によって生じたものであるときは速やかに、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

(損害賠償との調整)

第10条 市長は、受給資格者又は保護者が対象者の疾病又は負傷に関し損害賠償を受けたときは、当該疾病又は負傷に関する損害賠償の額の限度において福祉医療費及び証明書料の全部若しくは一部を助成せず、又は既に助成した福祉医療費及び証明書料の額に相当する金額を返還させることができる。

(不正利得の返還)

第11条 市長は、偽りその他不正の手段により、福祉医療費及び証明書料の助成を受けた者がいるときは、その者から既に助成した福祉医療費及び証明書料の額に相当する金額の全部又は一部を返還させることができる。

(受給権の保護)

第12条 福祉医療費及び証明書料の助成を受ける権利は、譲渡し又は担保に供することはできない。

(報告の徴収等)

第13条 市長は、受給資格の認定又は福祉医療費及び証明書料の助成を受け、又は受けようとする者に対し、報告又は文書その他の物件の提出を求めることができる。

(規則への委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成16年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に、合併前の上野市福祉医療費の助成に関する条例（平成13年上野市条例第19号）、伊賀町福祉医療費の助成に関する条例（平成13年伊賀町条例第23号）、島ヶ原村福祉医療費の助成に関する条例（平成13年島ヶ原村条例第1号）、阿山町福祉医療費の助成に関する条例（平成13年阿山町条例第15号）、大山田村福祉医療費の助成に関する条例（平成13年大山田村条例第15号）及び青山町福祉医療費の助成に関する条例（平成13年青山町条例第15号）の規定に基づいてなされた処分、手続その他の行為及び発行された書類で現に効力を有するものは、この条例の相当規定によりなされたもの又は発行されたものとみなす。

附 則（平成17年3月14日条例第18号）

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年6月28日条例第39号）

この条例は、平成18年9月1日から施行する。

附 則（平成18年9月27日条例第47号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成18年10月1日から施行し、第1条の規定による改正後の伊賀市福祉医療費の助成に関する条例第2条第1項第2号の規定は、平成18年4月1日から適用する。

附 則（平成20年3月26日条例第14号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月26日条例第22号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年6月26日条例第37号）

この条例は、平成20年9月1日から施行する。

附 則（平成22年3月30日条例第17号）

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月29日条例第16号）

この条例は、平成24年9月1日から施行する。ただし、第4条第2項の改正規定は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月14日条例第18号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月28日条例第10号）

この条例は、平成26年9月1日から施行する。

附 則（平成26年9月30日条例第36号）

この条例は、平成26年10月1日から施行する。

附 則（平成27年7月8日条例第27号）

この条例は、平成27年9月1日から施行する。

○伊賀市福祉医療費の助成に関する条例施行規則

平成16年11月1日規則第105号

改正

平成17年4月1日規則第17号

平成17年7月26日規則第40号

平成18年3月31日規則第24号

平成18年3月31日規則第34号

平成18年8月28日規則第79号

平成20年3月31日規則第15号

平成20年7月31日規則第60号

平成21年2月27日規則第12号

平成21年3月31日規則第38号

平成23年8月24日規則第56号

平成24年4月1日規則第34号

平成24年8月31日規則第49号

平成25年1月11日規則第1号

平成25年11月15日規則第48号

平成26年3月25日規則第8号

伊賀市福祉医療費の助成に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、伊賀市福祉医療費の助成に関する条例(平成16年伊賀市条例第128号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(社会保険各法)

第2条 条例第2条第6項の社会保険各法は、次に掲げる法律をいう。

- (1) 健康保険法(大正11年法律第70号)
- (2) 船員保険法(昭和14年法律第73号)
- (3) 私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)
- (4) 国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)
- (5) 地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)

(所得の制限)

第3条 条例第2条第9項第4号の所得の制限を超えない者は、次の各号の場合に該当しない者とする。

(1) 障がい者については、次のア又はイのいずれかに該当する場合

ア 本人の前年の所得（1月から8月までの間に受けた医療に係る福祉医療費については、前前年の所得とする。以下同じ。）が所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する控除対象配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）の有無及び数に応じて、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和50年政令第207号）第7条に定める額以上であるとき。

イ 配偶者又は民法（明治31年法律第9号）第877条第1項に定める扶養義務者で主としてその障がい者の生計を維持する者の前年の所得がその者の扶養親族等の有無及び数に応じて、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第8条第1項において準用する同令第2条第2項に定める額以上であるとき。

(2) 一人親家庭等の母又は父及び児童については、次のア又はイのいずれかに該当する場合

ア 一人親家庭等の母、父又は18歳未満児にあっては、その者の前年の所得がその者の扶養親族等の有無及び数に応じて、児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号）第2条の4第2項に定める額以上であるとき。

イ 一人親家庭等の母又は父の配偶者、父母のない18歳未満児を現に扶養している者及び民法第877条第1項に定める扶養義務者で主としてその一人親家庭等の生計を維持する者にあつては、その者の前年の所得がその者の扶養親族等の有無及び数に応じて、児童扶養手当法施行令第2条の4第4項に定める額以上であるとき。

(3) 子どもについては、子どもの保護者の前年の所得がその者の扶養親族等の有無及び数に応じて、児童手当法施行令（昭和46年政令第281号）第1条の規定により定める額以上である場合

2 前項各号の所得の範囲及びその算定方法は、第1号については特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令、第2号については児童扶養手当法施行令、第3号については児童手当法施行令に規定するところによる。

(受給資格の認定及び更新)

第4条 条例第3条第1項の受給資格の認定又は更新の申請は、福祉医療費受給資格認定（更新）申請書（様式第1号）により行うものとする。

2 市長は、認定又は更新をしたときは、当該認定又は更新を受けた受給資格者に様式第2号による福祉医療費受給資格証（以下「受給資格証」という。）を交付するものとする。

(受給資格証の有効期間)

第5条 受給資格証の有効期間の始期及び終期は、次に定めるところによる。ただし、やむを得ない事情がある場合においては、この限りでない。

(1) 有効期間の始期は、次のア、イ、ウ、エによる。

ア 毎年9月1日。ただし、新たに対象者として認定された場合は、次のイ、ウによる。

イ 新たに対象者と認定された場合において、条例第2条第9項による対象者としての要件に該当した日（以下「要件の該当日」という。）から1か月以内に認定したときは要件の該当日。ただし、障がい者については対象者となる事実を確認した日から1か月以内に認定したときは、事実が発生した日の属する月の初日。

ウ 新たに対象者と認定された場合において、要件の該当日から1か月を超えて認定したときは、認定した日の属する月の初日。

エ イ、ウ以外の事由により、対象者としての要件に該当した場合は、当該要件の該当日。

(2) 有効期間の終期は、次のア、イによる。

ア 毎年8月31日。ただし、9月1日から翌年8月31日までに対象者としての要件に該当しなくなる場合は次のイによる。

イ 9月1日から翌年8月31日までに対象者としての要件に該当しなくなる場合は、対象者としての要件に該当しなくなる日の前日。

(受給資格証の更新及び返還)

第6条 市長は、対象者の受給資格証の有効期間が満了する場合において、対象者が引続き助成を受けることが適当であると認めるときは、申請させることを要せず受給資格証の更新をすることができる。

2 市長は、前項の場合において、更新をすることが適当でないとき、又は対象者の要件に該当しなくなると認めるときは、福祉医療費受給資格欠格事由（却下通知）書（様式第3号）を対象者に送付する。

3 対象者又は保護者等は、福祉医療費受給資格欠格事由（却下通知）書が送付されたときは、当該受給資格証を直ちに市長に返還しなければならない。

(受給資格証の再交付申請)

第7条 受給資格者又は保護者等は、受給資格証を破り、汚し、又は失ったときは、福祉医療費受給資格証再交付申請書（様式第4号）を破り、又は汚した受給資格証を添えて市長に提出し、再交付を受けることができる。

2 受給資格者又は保護者等は、受給資格証の再交付を受けたあと、失った受給資格証を発見した

ときは、直ちにこれを市長に返還しなければならない。

(助成の申請)

第8条 条例第7条第1項の福祉医療費及び証明書料の助成の申請は、様式第5号による福祉医療費助成申請書（以下「申請書」という。）に受給資格証、医療機関等の発行する医療費証明書その他市長が必要と認める書類を添付して行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、条例第6条の規定により受給資格証の提示を受けた保険医療機関が福祉医療費及び証明書料に係る内容を記載した様式第6号による福祉医療費領収証明書（以下「領収証明書」という。）又は様式第7号による福祉医療費領収証明一覧表（以下「一覧表」という。）を市長に提出したとき（当該保険医療機関が、領収証明書又は一覧表を市長から事務処理を委託された三重県国民健康保険団体連合会に提出した場合を含む。）は、対象者から申請があったものとみなす。

3 前2項の規定にかかわらず、対象者のうち、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による医療の給付を受ける者にあつては、市長がこれによることが適当と認める三重県後期高齢者医療広域連合の作成する帳票により助成をするものとする。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、対象者が母子保健法施行規則（昭和40年厚生省令第55号）第9条第1項に規定する養育医療の申請に際し、伊賀市未熟児養育医療給付事業実施要綱（平成25年伊賀市告示第34号）第16条の規定による委任をした場合は、当該自己負担額がわかる書類の確認により助成をするものとする。

(証明書料)

第9条 条例第5条の規則で定める額は、申請書又は領収証明書1枚（以下「1枚」という。）につき200円を超えない範囲の実費の額又は1枚につき200円を超える場合は200円とする。ただし、医療機関の領収証明書の交付に要する費用を対象者から直接徴収しない場合にあつては、1枚につき200円（一覧表の提出による申請の場合は、同一人につき4件を限度として200円）を医療機関等に交付することにより対象者に対する助成にかえるものとする。

(助成の決定及び決定通知)

第10条 条例第8条の決定の通知は、福祉医療費決定通知書（様式第8号）によるものとする。ただし、条例第7条による助成の申請について却下の決定をしたときは、福祉医療費助成申請却下決定通知書（様式第9号）により行うものとする。

(届出事項等)

第11条 条例第9条の規則で定める事項は、氏名、住所、加入医療保険、所得、振込口座及び市長

が必要と認める事項とし、これらの事項の変更に係る届出は、福祉医療費受給資格変更届（様式第10号）によって行うものとする。

2 条例第9条の受給資格を失ったときの届出は、福祉医療費受給資格喪失届（様式第11号）によって行うものとする。

3 前2項の届出には、受給資格証を添えなければならない。ただし、受給資格証を添えることができない事由があるときは、その旨を明らかにすることができる申立書をもって受給資格証にかえることができる。

（第三者の行為による被害）

第12条 条例第9条の助成事由が第三者の行為によって生じたものであるときの届出は、第三者の行為による被害届（様式第12号）によってしなければならない。

（補則）

第13条 この規則に定めるもののほか、福祉医療費の助成に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成16年11月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日前に、合併前の上野市福祉医療費の助成に関する条例施行規則（平成13年上野市規則第32号）、伊賀町福祉医療費の助成に関する条例施行規則（平成13年伊賀町規則第15号）、島ヶ原村福祉医療費の助成に関する条例施行規則（平成13年島ヶ原村規則第4号）、阿山町福祉医療費助成に関する条例施行規則（平成13年阿山町規則第16号）、大山田村福祉医療費の助成に関する条例施行規則（平成13年大山田村規則第19号）及び青山町福祉医療費の助成に関する条例施行規則（平成13年青山町規則第13号）の規定によりなされた申請、届出その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

3 平成18年4月1日から平成18年8月31日までの診療にかかる医療費助成については、伊賀市福祉医療費の助成に関する条例施行規則第3条第1項第3号中「児童手当法施行令」とあるのは「児童手当法施行令の一部を改正する政令（平成18年政令第155号）による改正前の児童手当法施行令」と読み替えるものとする。

附 則（平成17年4月1日規則第17号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年7月26日規則第40号）

この規則は、平成17年9月1日から施行する。

附 則（平成18年3月31日規則第24号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月31日規則第34号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年8月28日規則第79号）

この規則は、平成18年9月1日から施行する。

附 則（平成20年3月31日規則第15号）

（施行期日）

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 平成20年3月31日以前に対象者のうち老人保健法による医療の給付を受けた者にあつては、改正後の第8条第3項の規定にかかわらず、市長がこれによることが適当と認める国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による国民健康保険団体連合会及び社会保険診療報酬支払基金（昭和23年法律第129号）による社会保険診療報酬支払基金の作成する帳票により助成するものとする。

附 則（平成20年7月31日規則第60号）

この規則は、平成20年9月1日から施行する。

附 則（平成21年2月27日規則第12号）

この規則は、平成21年3月1日から施行する。

附 則（平成21年3月31日規則第38号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成23年8月24日規則第56号）

この規則は、平成23年9月1日から施行する。

附 則（平成24年4月1日規則第34号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年8月31日規則第49号）

この規則は、平成24年9月1日から施行する。

附 則（平成25年1月11日規則第1号）

この規則は、平成25年1月15日から施行する。

附 則（平成25年11月15日規則第48号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の伊賀市福祉医療の助成に関する条例施行規則の規定は、平成25年4月1日から適用する。

附 則（平成26年3月25日規則第8号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。